

様式第1号（第12第2項）

令和3年度 長野県地域公共交通計画作成業務 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年10月20日

長野県公共交通活性化協議会事務局長

1 業務の概要

（1）業務名

令和3年度 長野県地域公共交通計画作成業務

（2）業務の目的

モータリゼーションの普及、人口減少等による利用者の減少を背景に、元々厳しい状況であった交通事業者の経営状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でさらに悪化し、地域公共交通を取り巻く環境はますます厳しさを増している。本業務は、アフターコロナを見据えた持続可能で最適な地域公共交通を官民連携により構築していくため、県・市町村・交通事業者等の関係者の共通認識となる「長野県地域公共交通計画」の作成に必要な調査を実施することを目的とする。

（3）業務内容

① バス路線のOD調査

広域的なバス路線の在り方を具体的に検討するため、市町村間をまたぐ路線のバス停間の移動実態を調査

② 人流実態調査

各地域に最適な交通モードを検討するため、鉄道・自家用車等を含む各地域の人流の実態を把握

③ 路線の評価分析資料の作成

定量的な指標に基づく路線の評価付け

④ 調査報告書の作成

全体を総括した報告書の作成

⑤ 会議への対応

調査報告書等を用いて行われる会議に必要な応じて出席し、資料説明や質疑等への対応をするとともに、出席者の求めに応じて追加資料などの提示を行う。

また、会議を経る中で修正が必要となった場合は資料の修正を行い、3月末までに最終版の成果品を提出する。

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※ 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 本業務の全体計画、工程
- イ 長野県の状況を踏まえた上でバス路線を評価する視点、設定すべき指標の考え方
- ウ 路線の評価、改善策の検討を行う上で有効と考えられる OD 調査、人流実態調査の手法（調査する項目、結果の活用方法等）
- エ 指標に基づく評価結果と見直しが必要な路線の解決策のイメージ

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和 4 年 3 月 31 日

(8) 費用の上限額 30,350,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者には、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に地域公共交通計画（地域公共交通網形成計画）策定業務を誠実に履行した実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表 1 及び 2 による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課 (所)・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県公共交通活性化協議会事務局
	(長野県企画振興部交通政策課内)
電話	026-235-7015
ファックス	026-235-7396
メール	kotsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年10月25日(月) 午後5時(必着)(土曜日、日曜日及び休日※は除く。
提出時間は午前9時から午後5時まで)

【(注)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。
以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。

- ③ 提出方法 電子メール又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県公共交通活性化協議会事務局に到達したものに限り
ます。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならな
かった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、
書面により長野県公共交通活性化協議会事務局長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休
日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県公共交通活性化協議会事務局長に対して非
該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土
曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

- (3) 受付方法 令和3年10月29日(金)までに業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等に

より提出するものとします。

- (4) 回答方法 長野県公共交通活性化協議会事務局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和3年11月1日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

企画提案書(『1(5) 企画提案を求める具体的内容の項目』の内容がわかるもの)、会社概要又は会社概要のパンフレット、経費の見積書(任意の様式)

(2) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

企画提案書等については自由様式

(3) 提出書類記載上の留意事項

- ① 経費の見積書は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載をすること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和3年11月4日(木)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 企画提案書 6部
(郵送の場合) 会社概要又は会社概要のパンフレット 1部
経費の見積書(任意の様式) 1部
- ④ 提出方法 電子メール又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県公共交通活性化協議会事務局に到達したものに限り、ます。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	審査内容	配点
1 業務の内容	・業務目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること。 ・調査手法や調査項目の設定が業務目的を実現する上で、有効であること。	45
2 業務の実施体制	・業務を適切に行うことができる体制が整っていること。	15
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	・業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が十分であること。	15
4 業務に要する経費及びその内訳	・業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。	15
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	・全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること。 ・関係機関等との円滑な連携が期待できること。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点（6(6)のとおり）の合計点について最高点となった者を選定します。なお、審査の結果、最高点となった者について、各審査委員がつけた評価点で100点満点中60点以下のものがあつた場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
日時 | 令和3年11月10日（水）（予定）
場所 | オンライン会議
※正式に決定した後、各応募者に別途通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県公共交通活性化協議会事務局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかつた旨及び選定しなかつた理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県公共交通活性化協議会事務局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県公共交通活性化協議会事務局において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により長野県公共交通活性化協議会事務局長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により長野県公共交通活性化協議会事務局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県公共交通活性化協議会事務局において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県公共交通活性化協議会事務局
	(長野県企画振興部交通政策課内)
電話	026-235-7015
ファックス	026-235-7396
メール	kotsu@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。